

日医発第 1947 号(健Ⅱ)
令和 8 年 3 月 5 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

今般、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金制度の更なる周知を目的としたリーフレット・ポスターが厚生労働省により作成され、本会に対し、日医会員による本給付金制度の周知について、別添の協力方依頼がまいりました。

つきましては、貴会宛リーフレット等を各 100 部お送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、管下郡市区医師会等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ 「B 型肝炎訴訟について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

○ポスター掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/001618769.pdf>

○リーフレット掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/001618792.pdf>

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく
給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（平成23年法律第126号）に基づく給付金制度の周知・広報については、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

本給付金については、救済対象者を最大45万人と見込んでいるところ、平成23年6月に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が基本合意を締結して以降、令和7年3月末までにおける提訴者数は約13.6万人であり、まだ数多くの未提訴の方がいると考えられます。厚生労働省としては、できるだけ多くの対象者が救済されるよう、本給付金について、引き続き広く国民に周知を図っていくとともに、肝疾患治療の現場においてもB型肝炎患者・感染者に対する周知が一層進むよう取り組んでいるところです。

そのため、今年度においても、本給付金制度の更なる周知を目的として、ポスター・リーフレットを配布することといたしました。

つきましては、貴会会員の皆様へポスター・リーフレットをご送付いただくとともに、下記のとおり、会員の皆様に対し、ポスター・リーフレットを活用した本給付金制度の周知にご協力いただけるよう、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

1 ポスターについては、院内にご掲示いただくとともに、B型肝炎患者・感染者が医療機関を受診する際には、必要に応じて、医師等医療スタッフが、リーフレットを配付いただくなど、本給付金制度の案内を行っていただくようご協力をお願いいたします。

なお、本給付金制度の存在を知らずに提訴していない者の中には、提訴の手続きや提訴に必要な書類が理解できていない場合や、利用を躊躇する場合があります。そのような場合に、直接医師等医療スタッフが、リーフレットの配布を行っていただくことは、B型肝炎患者・感染者が本給付金制度を利用する契機となりますので、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、ポスター・リーフレットは、厚生労働省ホームページ（「B型肝炎訴訟について」）に電子媒体を掲示していますので、印刷の上、ご活用いただくことも可能です。

【厚生労働省ホームページ 「B型肝炎訴訟について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

○ポスター掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/001618769.pdf>

○リーフレット掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/001618792.pdf>

- 2 なお、B型肝炎訴訟を扱う者（すでに本給付金制度を利用した患者・感染者や、B型肝炎訴訟を扱う弁護士等をいう。）から、本給付金制度の説明会開催や電話相談の実施、本給付金制度を含む肝炎患者等に対する各種支援制度を案内するリーフレットの配布等の周知活動への協力の依頼があった場合には、本給付金制度及び各種支援制度の周知のため、リーフレット等を必要に応じてご活用頂く等のご配慮、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中

電話：03-5253-1111（内 2101）

F A X：03-3595-2169

検査結果で、B型肝炎ウイルス感染が判明した方へ

集団予防接種が原因で

B型肝炎ウイルスに感染した方には

給付金が支給されます



手続きをご検討ください



金額の目安(病態別)

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性肝炎	1,250万円
無症候性キャリア	50万円

注) 経過期間によって給付金額が変わる可能性があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

以下の4つの要件を満たす方が対象です

1. B型肝炎ウイルスに持続感染(※)している方

(※) 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点において、HBs抗原が陽性(検査結果が「+」)である場合に、持続感染が認められます。

- ・HBV-DNA 陽性またはHBe抗原陽性の検査結果でも同様です。
- ・HBc抗体陽性(高力価)の検査結果の場合、1時点の検査結果でも持続感染が認められます。

2. 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方

3. 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、
集団予防接種を受けた方

4. 集団予防接種以外の感染原因(輸血等)がない方

上記1～4の要件を満たす母親や父親から感染した方も対象となります。



検査結果で、B型肝炎ウイルス感染が判明した方へ

集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに感染した方には

給付金が支給されます

手続きをご検討ください

給付金額の目安(病態別)

B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は以下のとおりです。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性肝炎	1,250万円
無症候性キャリア	50万円



注) 経過期間によって給付金額が変わる可能性があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

対象となる方

以下の4つの要件を満たす方が対象となります。

1. B型肝炎ウイルスに持続感染(※)している方

(※) 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点において、HBs抗原が陽性(検査結果が「+」)である場合に、持続感染が認められます。

- ・HBV-DNA 陽性またはHBe抗原陽性の検査結果でも同様です。
- ・HBc抗体陽性(高力価)の検査結果の場合、1時点の検査結果でも持続感染が認められます。

2. 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方

3. 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、 集団予防接種を受けた方

4. 集団予防接種以外の感染原因(輸血等)がない方

上記1～4の要件を満たす母親や父親から感染した方も対象となります。



給付金を受けるための手続き

給付金を受け取るためには、裁判所の仲介の下で和解協議を行います。



1. 給付金対象者の4つの要件を満たしているかを確認する

(4つの要件は表面をご参照ください)



2. 医療機関などから必要な書類を集める



3. 書類を裁判所に提出する

これらの手続きは、弁護士等に依頼することも可能です。



実際に提訴した方の体験談



Aさん (70代男性)

病院で受けた定期検査で、B型慢性肝炎と診断されました。

給付金制度は自分に関係ないと思っていましたが、家族から「一度相談してみたら」と言われたので、緊張でドキドキしながら電話をかけ、弁護士に相談しました。

最初は「裁判に出なければならぬ」と気が重かったのですが、和解までの手続きは意外とシンプルで、弁護士の協力もあり、国と和解し給付金を受け取ることができました。

ぜひ、勇気を出して国や弁護団に相談してみたいかがでしょうか。



Bさん (40代女性)

ある手術を受ける際の精密検査で、B型肝炎ウイルスの感染者であると判明しました。

医師から、「症状の無い人でも突然肝臓がんになるリスクがある」ことを聞き、定期的に検査を受けていましたが、和解後は国の制度を利用し無料で検査を受け、定期検査手当(15,000円/回)も受け取っています。

肝炎や肝がんを早期発見するためには定期的な検査が重要です。

訴訟の事がよくわからず、忙しさもあり、先延ばしにしていたのですが、和解して、安心できる環境ができました。

■ 必要な書類や手続きについて詳しく知りたい方へ

→厚生労働省ホームページで、訴訟手続き方法やよくあるご質問等をご確認いただけます。

訴訟に関するQ&Aはこちらから⇒

B型肝炎訴訟 検索



■ 検査値や病気について相談したい方へ →検査を受けた医療機関にご相談ください。

■ 訴訟全般について相談したい方へ →厚生労働省の電話相談窓口または弁護団にご相談ください。



厚生労働省 電話相談窓口

電話：03-3595-2252

受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

2025年11月発行